(九) 中小企業等の貸倒引当金の特例について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第五七条の九及び第六八条の五九関係）

(1) 中小法人の法定繰入率に係る措置について、適用対象から中小法人のうち適用除外事業者に該当するものを除外する。

(2) 公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増措置について、割増率を一〇〇分の一〇（改正前一〇〇分の一二）に引き下げた上、その適用期限を二年延長する。

(一〇) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例について、その適用を受ける法人が有する外航船舶のうち日本船舶に該当するもの及びその法人の子会社に該当する法人が有する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものにつき、その適用を受ける事業年度等においては、特定船舶に係る特別修繕準備金制度、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例等を適用しないこととした上、本制度の認定期間を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（租税特別措置法第五九条の二及び第六八条の六二の二関係）

(一一) 土地の譲渡等がある場合の特別税率について、次のとおり見直しを行った上、その適用停止措置の期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第六二条の三、第六三条、第六八条の六及び第六八条の六九関係）

(1) 対象となる土地の譲渡等のうちその有する資産が主として土地等である法人の発行する株式又は出資の譲渡から適格株式分配による移転を除外する。

(2) 土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）について、適用対象に独立行政法人都市再生機構が施行する次に掲げる事業の用に供される土地等が土地開発公社に買い取られる場合を加えた上、その期限を三年延長する。

イ　被災市街地復興推進地域内において施行する被災市街地復興土地区画整理事業

ロ　住宅被災市町村の区域内において施行する第二種市街地再開発事業

(3) 土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（確定優良住宅地等予定地のための譲渡等に係る適用除外措置）について、その適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内にその土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、その予定期間の初日からその予定期間の末日後二年以内の日までの間にその譲渡の全部又は一部がその土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき証明がされたときは、その予定期間を二年の範囲内で延長する措置を講ずる。

(一二) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三七条～第三七条の四、第六五条の七～第六五条の九及び第六八条の七八～第六八条の八〇関係）

(1) 既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から事務所として使用されている建物等又はその敷地の用に供されている土地等を、買換資産から都市再生特別措置法の立地適正化計画を作成した市町村のその立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域以外の地域内にあるその立地適正化計画に記載された誘導施設に係る土地等、建物及び構築物を、それぞれ除外する。

(2) 市街化区域又は既成市街地等の内から外への農業用資産の買換え及び農用地区域内にある土地等の買換えについて、所要の経過措置を講じた上、適用対象から除外する。

(3) 船舶から船舶への買換えについて、所要の経過措置を講じた上、譲渡資産及び買換資産から漁業の用に供される船舶を除外する。

(4) 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、買換資産の取得指定期間内にその取得をすることが困難となった場合には、その取得指定期間の初日からその取得指定期間の末日後二年以内の日までの間に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その取得指定期間を二年の範囲内で延長する措置を講ずる。

(一三) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、その適用除外となる欠損金額に災害損失欠損金額及び設備廃棄等欠損金額（青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者（特定事業再編計画の認定を受けたものに限る。）であるものの同法の施行の日から平成三〇年三月三一日までの間に終了する事業年度（右記(三)の制度の適用を受ける事業年度を除く。）において生じた欠損金額のうち、その法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業の用に供されていたものにつき、その事業年度においてその認定に係る特定事業再編計画に基づく設備廃棄等（その特定事業再編計画に記載された施設又は設備について事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいう。）を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額に達するまでの金額をいう。）を加えることとした。（租税特別措置法第六六条の一三及び第六八条の九八関係）

(一四) 協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例の創設

協同組合等の各事業年度において、その有する連合会等（農林中央金庫その他の協同組合等であってその会員又は組合員が他の協同組合等に限られているものをいう。）に対する出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の優先出資に該当するものを除く。以下「普通出資」という。）につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その普通出資は、受取配当等の益金不算入制度における完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しないものとすることとした。（租税特別措置法第六七条の八及び第六八条の一〇五関係）

(一五) 課税所得の範囲の変更等の場合の特例について、対象となる特定普通法人に一定の協同組合等を加えることとした。（租税特別措置法第六八条の三の四関係）

(一六) 次に掲げる租税特別措置について、全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求により対象法人が他の法人との間に完全支配関係を有することとなることが株式交換等として非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度等の対象とされたことに伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法第六四条の二、第六五条の八、第六五条の一二、第六八条の七一、第六八条の七九及び第六八条の八三関係）

(1) 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

(2) 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

(3) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

(一七) 当初申告の確定申告書等に適用金額を記載した場合等に限り適用を受けることができる制度のうち税額の一定額を上限とする次の制度について、納税者の立証すべき事項及び当初申告の要否を明確化し、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることとした。（租税特別措置法第一〇条～第一〇条の三、第一〇条の四の二～第一〇条の五の二、第一〇条の五の四、第一〇条の六、第四二条の四～第四二条の六、第四二条の九～第四二条の一一、第四二条の一一の三～第四二条の一二の三、第四二条の一二の五、第四二条の一三、第六八条の九～第六八条の一一、第六八条の一三～第六八条の一四の二、第六八条の一五～第六八条の一五の四、第六八条の一五の六及び第六八条の一五の七関係）

(1) 試験研究を行った場合の特別税額控除

(2) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

(3) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

(4) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は特別税額控除